

藤枝市防犯灯設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、防犯灯の設置を奨励するとともに、その維持を図るため、自治会、町内会等がこれを設置又は修繕する際要した経費について、藤枝市自治会連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 交通の安全、犯罪の防止等の目的をもって設置された電灯をいう。
- (2) 修繕 防犯灯の修繕のうち蛍光灯照明器具に関わる修繕を除くものをいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置間隔は、付近の屋外照明（既設の防犯灯を含む。）からおおむね25メートル以上とすること。ただし、市長が防犯上設置する必要があると認めたときは、この限りでない。
- (2) 設置高は、原則として地上から4.5メートル以上とすること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 新設の場合 次に掲げる場合に依り、それぞれに掲げる額
 - ア 既設の電柱等を利用してLED灯を設置した場合 1灯につき15,000円以内で設置に要した経費を上限とすること
 - イ ポールを新設してLED灯を設置した場合 1灯につき25,000円以内で設置に要した経費を上限とすること
- (2) 既存の防犯灯を蛍光灯からLED灯へ交換した場合 1灯につき交換に要した経費の3分の2以内とし15,000円を上限とすること。
- (3) 修繕の場合 1灯につき修繕等に要した経費の2分の1以内とし、7,000円を上限とすること。

(補助金の申請及び概算払の承認申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする連合会は、藤枝市防犯灯設置費補助金交付申請書（第1号様式）に、資金状況調べを添付して市長に提出しなければならない。

- 2 概算払の承認申請を受けようとする場合は、前項の規定による交付申請の際、併せて申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、その申請に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、藤枝市防犯灯設置費

補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額の変更申請を行わない場合で、次に掲げる変更は、その限りでない。

ア 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更

イ 補助対象経費を構成する費目の額の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更の額が20パーセント以内の変更

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

（実績報告）

第8条 連合会は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第3号様式）に収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し通知（第4号様式）する。

（交付請求）

第10条 前条による通知を受けた連合会が補助金の交付を受けようとするときは、藤枝市防犯灯設置費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条による請求があった後に交付する。ただし、連合会の申請に基づき市長が必要と認めるときは、概算払請求書（第5号様式）により補助金を事業の完了前に交付することができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 21 年藤枝市告示第 27 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年藤枝市告示第 41 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年藤枝市告示第 87 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年藤枝市告示第 52 号）

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に設置される防犯灯から適用する。

附 則（平成 26 年藤枝市告示第 60 号）

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に設置される防犯灯から適用する。

附 則（平成 27 年藤枝市告示第 38 号）

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。